

沖縄ハワイ姉妹提携 40 周年記念事業委託業務に係る  
企画提案公募要領

本公募は、県の令和 7 年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において予算案が否決された場合、または当初予算案が修正された場合には、契約の一部又は全部を締結しないことがありますのであらかじめご了承ください。

## 1 事業目的

沖縄県とハワイ州が姉妹提携して 40 周年の節目を迎えることから、両県州の自然、文化、歴史、産業やこれまでの様々な交流について、広く両県州民に紹介する取組を実施し、沖縄とハワイの交流の意義を再確認し、将来に向かってさらに友好・協力関係の発展を図ることを目的として「沖縄ハワイ姉妹提携 40 周年記念事業」を実施する。

## 2 委託業務の内容

- (1) 内 容：「沖縄ハワイ姉妹提携 40 周年記念事業」委託業務仕様書を参照
- (2) 契約期間：契約日～令和 8 年 3 月 31 日
- (3) 契約方法：企画コンペにより委託業者を選定した上で随意契約

## 3 事業予算額

34,880,000円（税込）

なお、上記金額は、本事業の企画提案における上限額であり、実施の契約金額ではない。

## 4 応募資格

- (1) 沖縄県内に本店又は支店、営業所を有すること。
- (2) 米国においてレセプション、イベント等の実施実績があること、又は実施実績がある事業者との連携が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については、資格確認のため、沖縄警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
  - (7) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
  - (8) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
  - (9) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
  - (10) 労働関係法令を遵守していること。
  - (11) 今回の委託業務を遂行するために、正副2名以上の専任の担当者を配置するなど、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
  - (12) 今回の委託業務を遂行するために必要な経営基盤を有すること。
  - (13) 今回の委託業務を遂行するために必要な管理能力を有すること。
  - (14) 国、地方公共団体が主催する国際的なレセプション、イベント等の事業実績が令和4年4月1日以降、2つ以上あること。
  - (15) 共同企業体で実施する場合は以下の要件を満たすこと。
    - ア 共同企業体を代表する法人が応募を行うこと。
    - イ 全ての構成員が上記の応募資格(3)から(10)まで及び(12)、(13)の要件を満たし、構成員のいずれかが上記の応募資格(1)、(2)及び(14)を満たし、代表する法人が上記の応募資格(1)の要件を満たすこと。
    - ウ 構成員が他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件提案に参加しないこと。

## 5 スケジュール（予定）

- |                |                                |
|----------------|--------------------------------|
| (1) 企画提案書提出期限  | 令和7年4月4日（金）15時（必着）             |
| (2) 一次審査結果通知   | 令和7年4月8日（火）（予定）                |
| (3) 二次審査（プレゼン） | 令和7年4月10日（木）午後（予定）（※場所は県庁内を予定） |
| (4) 審査結果の通知    | 令和7年4月11日（金）（予定）               |
| (5) 契約締結       | 令和7年4月中旬（予定）                   |

## 6 企画提案に対する質問

質問がある場合は、質問書【様式6】によりメールで受け付ける。（電話は不可）

- (1) 質問方法 書面（質問書【様式6】を12の連絡先へメールで提出）
  - ※共同企業体を予定する場合は、代表事業者が提出すること。
  - ※件名は【沖縄ハワイ姉妹提携40周年記念事業に関する質問】とすること。
- (2) 受付期間 公募開始から令和7年3月27日（木）17時まで

- (3) 回答方法 沖縄県平和・地域外交推進課ホームページに3月31日(月)までに掲載する。

## 7 企画提案書等の提出

- (1) 企画提案にあたっては、以下の書類を作成し提出すること。

- ア 企画提案応募申請書【様式1】
- イ 会社概要書【様式2】※1
- ウ 過去の類似業務実績【様式3】※2
- エ 企画提案書【任意】※3
- オ 経費積算書【任意】※4
- カ 誓約書【様式4】
- キ 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）【様式5】※5

(注記)

※1 会社の組織図、定款の写し、国・県の納税証明書を添付すること。

※2 該当する事業者は、上記4(2)や(14)が確認できる事業の契約書の写し等の確認できる書類を添付すること。

※3 提案書の形式

- ① 用紙サイズについては、A4横形式(A3折込可)、横書きとする。
- ② 本文で使用する文字については、10.5ポイント以上とする。ただし、図表内の文字については除く。
- ③ 提案書については、表紙、目次及び背表紙以外に20ページ以内とし、ページ番号を付与すること。
- ④ 提案書の表紙に企業名あるいは共同企業体名を記載すること。

※4 経費見積書の費目は以下の内容とし、各積算費目の内訳と単価を記載すること。

- ① 直接人件費
- ② 直接経費（消耗品費、役務費、使用料、通信運搬費、再委託費等）  
※ 再委託費（外注になるか再委託かは、業務の内容に応じて各社で判断すること。  
再委託が可能な範囲等は仕様書を確認すること。）
- ③ 一般管理費（応募社規定によるが、内訳を説明すること。内訳を説明し難い場合は（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内とすること。）
- ④ 消費税（使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。）

※5 共同企業体の場合、「イ 会社概要書」「ウ 過去の類似業務実績」「カ 誓約書」については、構成員毎に作成し、提出すること。

- (2) 提出方法

企画提案書等の提出は、以下のとおり、持参または郵送により受け付ける。郵送は書留郵便等、記録が残る方法で行うものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

- ア 提出期限 令和7年4月4日(金)15:00 ※必着
- イ 提出場所 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県知事公室 平和・地域外交推進課（県庁1階）

ウ 提出部数 7(1)で示した書類（【様式4】及び【様式5】を除く）を紙で7部提出すること（正1部、コピー6部 ※すべてホッチキス止めなしでお願いします。）

※誓約書【様式4】及び共同企業体協定書【様式5】は1部ずつ提出すること

## 8 企画提案の選考方法

1次審査として書類審査を行う。1次審査を通過し、選定された提案者は、2次審査として県に設置する企画審査委員会（場所は県庁内を予定）においてプレゼンテーションを行う。同委員会において、最も優れた提案者を選定する。

2次審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加及びパソコン、タブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。なお、プレゼンテーションの時間配分は、1者あたり30分とし、内訳は下記のとおりとする。

- ・企画提案書に基づいたプレゼンテーション 20分
- ・委員からの質疑応答 10分

## 9 審査基準

- (1) 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか
- (2) 当該委託業務の遂行に有効な、具体的で優れた手法が提案されているか
- (3) 当該委託業務を遂行できる能力・体制を有しているか
- (4) 当該委託業務の遂行に資する実績があるか
- (5) 合理的なスケジュールが提案され、予算の範囲内で適切に経費が見積もられているか

## 10 委託契約

- (1) 最も優れた企画を提案した者を第一位入選者とする。沖縄県は、原則として第一位入選者と委託内容について協議を行い、委託契約を締結する。

ただし、第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合には次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約を締結するものとする。

- (2) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

## 11 その他

- (1) 書類提出等にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。米国通貨での費用が発生する場合、換算レートは、「日銀基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（令和7年3月中において適用）」を使用すること。
- (2) 今回の公募は委託契約候補者を選定するものであり契約締結を保証するものではない。
- (3) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。

- (4) 当該提案に関する経費（参加申込書及び企画提案書の作成や提出に係る経費等）は提案者の負担とし、提出物は返却しない。
- (5) 1事業者（又は1共同企業体）につき、企画提案は1件とする。
- (6) 提出期限後の書類の変更、差替え及び再提出は、軽微な変更を除き原則認めない。
- (7) 企画提案書等の書類は、選定以外の目的に使用しない。
- (8) 提出された企画提案書・審査内容・審査経過等については公表しない。
- (9) 委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。
- (10) 当該提案に係る提出書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、選定の取消、委託契約の破棄、委託費の返還等の措置をとることがある。
- (11) 県の令和7年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものである。県議会において予算案が否決された場合、または当初予算案が修正された場合には、契約の一部又は全部を締結しないことがある。

## 12 お問い合わせ先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1-2-2（県庁1階）

沖縄県知事公室 平和・地域外交推進課 担当：下地・宮城・粟国

TEL:098-894-2226

E-mail: [aa071706@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa071706@pref.okinawa.lg.jp)